

事務連絡  
令和4年3月1日

各都道府県

宗教法人事務主管課長 殿

文化庁宗務課長  
石 崎 宏 明

会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う事務の取扱いについて（通知）

会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）により、会社の支店の所在地における登記が廃止されることとなりました。これに関連して、会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和元年法律第71号。以下「改正法」という。）により、公益法人等の従たる事務所等の所在地における登記も廃止されます。改正法により、宗教法人の一部も改正され、従たる事務所の所在地における登記が廃止されることとなります。

このたび、会社法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（令和3年政令334号）により、当該改正については令和4年9月1日から施行されることとなりましたので、お知らせします。

この改正に伴い、宗教法人の登記の取扱いに変更がありますので、下記の点に御留意願います。

また、所轄の宗教法人に周知いただきますよう、お願い申し上げます。

#### 記

- 1 改正法の施行により、宗教法人の従たる事務所の所在地における登記義務が廃止されること。
- 2 従たる事務所については、本改正により廃止されるわけではなく、改正法の施行後も規則の記載事項であること。
- 3 改正法の施行後、従たる事務所の設置、移転又は廃止など登記事項に変更がある場合は、主たる事務所の所在地を管轄する法務局において登記を行う必要があること。このため、従たる事務所の所在地は、法人の登記事項証明書によって確認することができること。
- 4 なお、本改正に伴い、従たる事務所の所在地における登記手続に関する商業登記法の規定が削除されるため、改正法の施行後は、従たる事務所の所在地における登記はできなくなること。

#### 【添付資料】

別添1 会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和元年法律第七十一号）（抜粋）

別添2 会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律新旧対照条文（抜粋）

別添3 会社法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和元年法律第七十一号）  
（抜粋）

第六章 文部科学省関係（抄）

（宗教法人法の一部改正）

第六十七条 宗教法人法（昭和二十六年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第五十九条から第六十一条までを次のように改める。

第五十九条から第六十一条まで 削除

第六十五条中「第十九条の二」の下に「、第十九条の三、第二十一条」を加え、「第十五号及び第十六号」を「第十四号及び第十五号」に、「第四十八条」を「、第五十一条」に、「並びに第三百三十二条から第四百四十八条まで」を「、第三章第十節」に、「並びに雑則」を「」並びに第四章（雑則）に改め、「、同法第四十八条第二項中「会社法第九百三十条第二項各号」とあるのは「宗教法人法第五十九条第二項各号」と」を削り、「清算人」と」の下に「、同法第四百四十六条の二中「商業登記法（）」とあるのは「宗教法人法（昭和二十六年法律第二百二十六号）第六十五条において準用する商業登記法（）」と、「商業登記

法第百四十五条」とあるのは「宗教法人法第六十五条において準用する商業登記法第百四十五条」とを加える。

第八十条第六項及び第八十一条第六項中「及び従たる事務所」を削る。

#### 附 則（抄）

この法律は、会社法改正法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

三 （中略）第六十七条から第六十九条までの改正規定、（中略） 会社法改正法附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日

会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 新旧対照条文（抜粋）

二 宗教法人法（昭和二十六年法律第百二十六号）

改正案

現行

第五十九条から第六十一条まで 削除

（従たる事務所の所在地における登記）

第五十九条 次の各号に掲げる場合（当該各号に規定する従たる事務所が主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。）には、当該各号に定める期間内に、当該従たる事務所の所在地において、従たる事務所の所在地における登記をしなければならない。

一 宗教法人の設立に際して従たる事務所を設けた場合（次号に規定する場合を除く。） 主たる事務所の所在地における設立の登記をした日から二週間以内

二 合併により設立する宗教法人が合併に際して従たる事務所を設けた場合 当該合併に関する認証書の交付を受けた日から三週間以内

三 宗教法人の成立後に従たる事務所を設けた場合 従たる事務所を設けた日から三週間以内

2 従たる事務所の所在地における登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。ただし、従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内に新たに従たる事務所を設けたときは、第三号に掲げる事項を登記すれば足りる。

一 名称

二 主たる事務所の所在場所

三 従たる事務所（その所在地を管轄する登記所の管轄区域内にあるものに限る。）の所在場所

3 前項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、三週間以内に当該従たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならぬ。

（他の登記所の管轄区域内への従たる事務所の移転の登記）

第六十条 宗教法人がその従たる事務所を他の登記所の管轄区域内に移転したときは、旧所在地（主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。）においては三週間以内に移転の登記をし、新所在地（主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。以下この条において同じ。）においては四週間以内に前条第二項各号に掲げる事項を登記しなければならない。ただし、従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内に新たに従たる事務所を移転したときは、新所在地においては、同項第三号に掲げる事項を登記すれば足りる。

（従たる事務所における変更の登記等）

第六十一条 第五十六条及び第五十八条に規定する場合には、こ

(商業登記法の準用)

第六十五条 商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）第二条から第五条まで（登記所及び登記官）、第七条から第十五条まで、第十七条、第十八条、第十九条の二、第十九条の三、第二十一条から第二十三条の二まで、第二十四条（第十四号及び第十五号を除く。）、第二十六条、第二十七条（登記簿等、登記手続の通則及び同一の所在場所における同一商号の登記の禁止）、第五十一条から第五十三条まで、第七十一条第一項及び第三項、第七十九条、第八十二条、第八十三条（株式会社の登記）、第三章第十節（登記の更正及び抹消）並びに第四章（雑則）の規定は、この章の規定による登記について準用する。この場合において、同法第七十一条第三項ただし書中「会社法第四百七十八条第一項第一号の規定により清算株式会社の清算人となつたもの（同法第四百八十三条第四項に規定する場合にあつては、同項の規定により清算株式会社の代表清算人となつたもの）」とあるのは「宗教法人法第四十九条第一項の規定によ

これらの規定に規定する日から三週間以内に、従たる事務所の所在地においても、これらの規定に規定する登記をしなければならぬ。ただし、合併後存続する宗教法人についての変更の登記は、第五十九条第二項各号に掲げる事項に変更が生じた場合に限り、するものとする。

(商業登記法の準用)

第六十五条 商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）第二条から第五条まで（登記所及び登記官）、第七条から第十五条まで、第十七条、第十八条、第十九条の二から第二十三条の二まで、第二十四条（第十五号及び第十六号を除く。）、第二十六条、第二十七条（登記簿等、登記手続の通則及び同一の所在場所における同一商号の登記の禁止）、第四十八条から第五十三条まで、第七十一条第一項及び第三項、第七十九条、第八十二条、第八十三条（株式会社の登記）並びに第三百三十二条から第三百四十八条まで（登記の更正及び抹消並びに雑則）の規定は、この章の規定による登記について準用する。この場合において、同法第四十八条第二項中「会社法第九百三十条第二項各号」とあるのは「宗教法人法第五十九条第二項各号」と、同法第七十一条第三項ただし書中「会社法第四百七十八条第一項第一号の規定により清算株式会社の清算人となつたもの（同法第四百八十三条第四項に規定する場合にあつては、同項の規定によ

る清算人」と、同法第四百四十六条の二中「商業登記法（）」とあるのは「宗教法人法（昭和二十六年法律第二百二十六号）第六十条において準用する商業登記法（）」と、「商業登記法第四百四十五条」とあるのは「宗教法人法第六十五条において準用する商業登記法第四百四十五条」と読み替えるものとする。

（認証の取消し）

第八十条（略）

2～5（略）

6 所轄庁は、第一項の規定による認証の取消しをしたときは、当該宗教法人の主たる事務所の所在地の登記所に解散の登記の嘱託をしなければならない。

（解散命令）

第八十一条（略）

2～5（略）

6 裁判所は、第一項の規定による裁判が確定したときは、その解散した宗教法人の主たる事務所の所在地の登記所に解散の登記の嘱託をしなければならない。

7（略）

り清算株式会社代表清算人となつたもの）」とあるのは「宗教法人法第四十九条第一項の規定による清算人」と読み替えるものとする。

（認証の取消し）

第八十条（同上）

2～5（同上）

6 所轄庁は、第一項の規定による認証の取消しをしたときは、当該宗教法人の主たる事務所及び従たる事務所の所在地の登記所に解散の登記の嘱託をしなければならない。

（解散命令）

第八十一条（同上）

2～5（同上）

6 裁判所は、第一項の規定による裁判が確定したときは、その解散した宗教法人の主たる事務所及び従たる事務所の所在地の登記所に解散の登記の嘱託をしなければならない。

7（同上）

会社法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第七十号）附則第一条ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。

会社法の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行期日は、令和四年九月一日とする。